

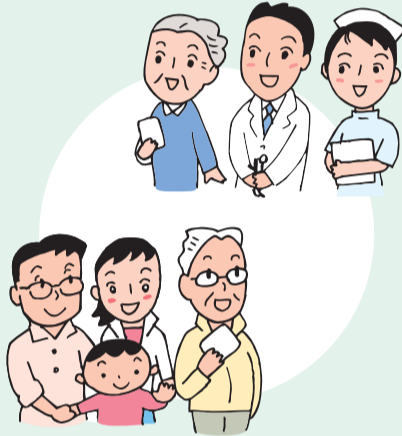
保険料のしくみ

保険料の計算

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。



所得割額の計算 $(\text{給与所得、雑所得(年金等)、配当所得、一時所得などの合計額} - \text{基礎控除額(33万円)}) \times \text{所得割率(6.56\%)}$



確定申告をした方
所得金額の合計⑤をみてみましょう。
合計額が〔表1〕の基準額を超えなければ均等割額が軽減されます。

保険料の軽減

均等割額の軽減

所得の低い世帯の方は、所得水準により均等割額が軽減されます。

〔表1〕

基準額 (世帯の合計所得額)	軽減後の均等割額	軽減割合
33万円以下	11,340円	7割
(33万円+24万5,000円×被保険者数)以下 ※被保険者である世帯主を除く。	18,900円	5割
(33万円+35万円×被保険者数)以下	30,240円	2割

平成20年度・21年度

東京都広域連合の軽減措置

所得割額の軽減

所得額が55万円までの方は、所得割額が減額されます。

〔表2〕

所得額 ※()は年金収入。	減額割合
15万円 (168万円) まで	全額
20万円 (173万円) まで	75%
40万円 (193万円) まで	50%
55万円 (208万円) まで	25%

※所得額は総所得から33万円を引いた額です。

保険料を計算してみましょう

〔例〕年金収入が年収200万円だけの単身世帯の場合

均等割額 (表1参照)

〔計算1〕均等割額の軽減が受けられるか確認しましょう。
年金収入 年金控除額 高齢者控除額 基準額
200万円 - 120万円 - 15万円 = 65万円
●基準額は〔表1〕の基準額を下回るので、均等割額37,800円が2割軽減され、**30,240円**となります。

所得割額 (表2参照)

〔計算2〕所得割額の減額が受けられるか確認しましょう。
年金収入 年金控除額 基礎控除額 所得額
200万円 - 120万円 - 33万円 = 47万円
●所得額が〔表2〕の55万円までを下回るため、所得割額は25%減額されます。
所得額 所得割率 減額割合 所得割額
47万円 × 6.56% × (100% - 25%) = **23,124円**

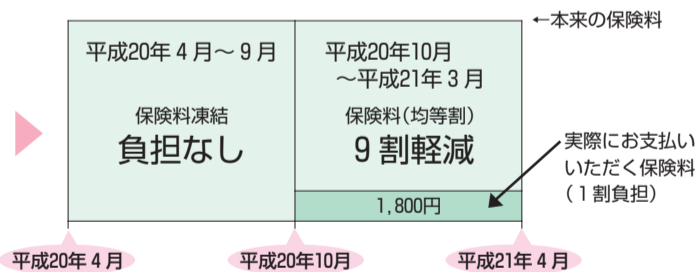
合計(保険料)

〔計算3〕保険料を算出してみましょう。
均等割額 所得割額 保険料
30,240円 + 23,124円 = 53,300円
※100円未満切り捨て。
年間の保険料です。

会社の健康保険などの被扶養者だった方

会社の健康保険などの被扶養者で、長寿医療制度に移る方は、当初2年間は、所得割額がかからず、均等割額が半額になります。

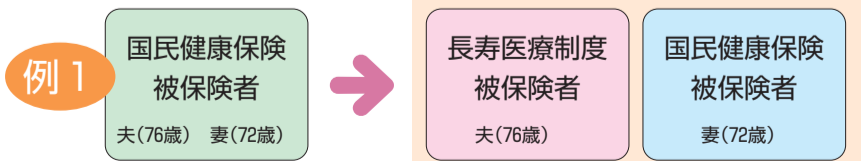
さらに、右図のような特別対策があります。



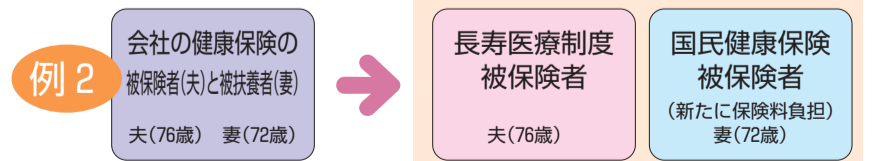
75歳以上の方と同じ世帯の国民健康保険の加入者の方

国民健康保険の保険税の軽減を受けることができます

●75歳以上の方は長寿医療制度に移ります。同じ世帯の75歳未満の方が国民健康保険に加入している場合



●75歳以上の方は会社の健康保険などから長寿医療制度に移ります。その被扶養者が新たに国民健康保険に加入する場合 (国民健康保険の加入には手続きが必要です)



- ①所得が低く保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間、今までと同じ軽減を受けることができます。
- ②国民健康保険の被保険者が1人となる場合は、5年間、世帯ごとに負担いただく額(世帯別平等割額)が半額になります。

新たに国民健康保険に加入し、保険税を納めることになった方(65歳~74歳)は、保険年金課の窓口で保険税の軽減申請をすれば、2年間、被保険者1人当たりで負担いただく額(均等割額)が半額になります。さらに、被保険者が1人の場合などには、平等割額も半額になります。